

本庁舎広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市広告掲載要綱（平成18年3月3日施行、以下「要綱」という。）及び千葉市広告掲載基準（平成18年3月3日制定、以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、本庁舎内に広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体の種類、設置場所、数量、寸法は、別表に定めるとおりとし、その設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規程による行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「広告取扱者」という。）が行なう。

(使用許可)

第3条 前条に規定する使用許可に係る手続等は、千葉市公有財産規則（昭和40年4月1日規則第11号）の規定による。

2 使用許可の期間は、許可の開始日から当該年度の末までとする。

(広告媒体の設置料)

第4条 広告媒体の設置料は、使用許可に係る使用料とし、千葉市行政財産使用料条例（昭和39年4月1日条例第33号）第2条第1項第5号の規定に基づき別に定めるものとする。

2 広告媒体の設置料は、広告掲載までに納付するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

(広告主の募集)

第5条 広告主の募集は、広告取扱者又は広告媒体の設置について覚書を締結した者（以下、「広告取扱者等」という。）が行うものとするが、市もホームページ掲載等により協力するものとする。

(広告掲載の許可)

第6条 広告の掲載にあたって広告取扱者等は、第3条第1項で規定する使用許可のほか、広告主及び掲載する広告内容等についての許可（以下、「掲載許可」という。）を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする場合、広告取扱者等は広告掲載申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(広告物の作成、設置及び撤去)

第7条 広告物の作成、設置及び撤去は広告取扱者が行い、その費用は広告取扱者又は広告主が負担する。

(掲載許可の取消し等)

第8条 市長は、掲載許可をした広告物の広告主が掲載基準第4条に該当することとなつたときは、掲載許可を取り消すことができる。

2 市長は、法令、要綱、掲載基準の改正等により広告物の内容等が要綱、掲載基準に抵触し、又はそのおそれがあると認められるときは広告取扱者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(使用許可の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた広告取扱者が掲載基準第4条に該当することとなつたとき。
- (2) 広告媒体の設置料が期日までに納付されないとき。
- (3) 市長が業務上の支障があると認めたとき。

(広告物の撤去)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長は広告物を撤去することができる。

- (1) 第8条の規程による掲載許可の取消し等に広告取扱者が従わない場合。
- (2) 第9条の規程による使用許可の取消しに広告取扱者が従わない場合。

(広告取扱者等の責務)

第11条 広告取扱者及び広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱者及び広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 広告取扱者及び広告主は、広告の掲載により本市又は第三者に損害を与えた場合は、広告取扱者及び広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

広告媒体の種類	出入口マット
設置場所	本庁舎 1、2 階出入口 6 箇所 (各階配置図のとおり)
数 量	別添「本庁舎 1 階」及び「本庁舎 2 階」参照
寸 法	別添「本庁舎 1 階」及び「本庁舎 2 階」参照
その他	各マットの面積の 3 分の 1 を千葉市が無償で使用する